

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

コンゴ民主共和国 2014 年人権報告書

要旨

コンゴ民主共和国（DRC）は、名目上は中央集権化された立憲共和国である。大統領及び下院（国民議会）議員については、有権者によって直接選出され、上院（元老院）議員は州議会によって選出される。2011年に政府は複数政党制による大統領選挙及び国民議会選挙を実施したが、多くの国内・国際選挙監視団からは信頼性に欠け、深刻な欠陥がある選挙だと指摘された。この時、当局は治安部隊の実質的な支配権を維持することができなかった。

最も重要な人権問題は、国内の一部で発生している軍事衝突であり、これが非合法的な殺害、強姦を含む性的暴力、失踪、拷問および恣意的な逮捕・拘留など根本的に不安定な人権状況をさらに悪化させている。政府全体に横行している刑事免責や汚職に加え、国家治安部隊（SSF）のメンバーによるジャーナリスト、人権擁護者および野党議員に対する虐待、妨害、脅迫が続いている。

その他の主な人権問題としては、過酷で生命に危険が及ぶような刑務所や拘留施設的环境、長期におよぶ公判前の拘留、プライバシー、家族及び家庭に対する恣意的な介入、国家治安部隊（SSF）及び反乱・民兵グループ（rebel and militia groups:RMGs）による国内避難民の虐待、政府を平和的に交代させる能力に対する制限、SSF および RMG による児童兵の所有と徴募、民間人の強制労働への利用などがあった。また、特に、女性、子ども、障害者、少数民族、先住民、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害者）、色素欠乏症の人々に対する社会的差別と虐待に加え、人身売買、児童労働及び労働者権利の保護の欠如も大きな問題になっていた。

国家治安部隊（SSF）の人権侵害に対する刑事免責は、わずかに改善しているものの、依然として深刻な問題だった。当局は人権侵害を犯した人の大半を起訴せず、処罰もしなかった。

反乱・民兵グループ（RMGs）は、東部の他にカタンガ（Katanga）州や東部（Orientale）州でも活動し、人権侵害を行っていた。こうした侵害行為には、非合法的な殺害、失踪、拷問、性及びジェンダーに基づく暴力も含まれていた。また RMGs は、児童兵を徴募し、拉致し、陣営に閉じ込めて強制労働を課していた。政府は、一部の RMGs に対しては軍事行動を行ったが、調査を行って RMGs を告発する能力は限定的だった（セクション 1.g.を参

照のこと)。

セクション 1. 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など

a. 恣意的又は非合法的な生命の剥奪

コンゴ国家警察 (PNC) が超法規的な殺害を行ったとの報告が複数あった。10 月 17 日に政府は、国連合同人権事務所 (UNJHRO) が警察による「リコフィ作戦」(2013 年 11 月から 2014 年 4 月にかけて行われたギャング組織(「クルナ」)取締作戦)の期間中の民間人に対する非合法的な殺害と強制失踪に関する報告書を公表した後、同事務所の事務局長 (director) を追放した。UNJHRO の報告書によると、PNC は取締作戦の期間中に 9 件の超法規的な殺害と、32 件の強制失踪を行ったという。さらに、11 月 17 日には、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) もリコフィ作戦に関する報告書を発表し、51 件の超法規的な殺害と 33 件の強制失踪が行われたことを公表した。多くの場合、被害者は、密告者を伴ってやって来た警察の制服を着た覆面姿の男性によって自宅から引きずり出され、公衆の面前で射殺された。拘留されていた待機房から国家治安部隊 (SSF) のメンバーによって引きずり出されて知らない場所に連行され、その後失踪した被害者もいた。報告によると、一部の被害者はギャング組織とはまったく関わりがなく、関係のない口論に巻き込まれたただだった。PNC は、これらの犯罪について調査するために委員会を設立し、作戦期間中に違法行為を行った多くの警察官を逮捕したと報告している。国連によると、政府はリコフィ作戦に関係した SSF のメンバーの 1 人を有罪にした。7 月 24 日、ヌジリの軍事駐屯地裁判所 (Military Garrison Tribunal of Ndjili) は、PNC の 1 人の警視正 (chief superintendent) を拉致、恣意的な逮捕および偽造の罪で懲役 10 年に処したが、別の 2 人の警視正については無罪とした。

国家治安部隊 (SSF) が東部の反乱・民兵グループ (RMG) に対する軍事行動において、恣意的又は非合法的な殺害を行ったという報告が複数あった(セクション 1.g.を参照のこと)。例えば、国連の報告によると、7 月にコンゴ民主共和国軍 (FARDC) のメンバーの 1 人が、2 人の少年を RMC のメンバーと誤解して射殺した (セクション 1.d.を参照のこと)。

反乱・民兵グループ (RMGs) は年間を通じて恣意的および非合法的な殺害を行っていた (セクション 1.g.を参照のこと)。国連の報告によると、RMG は 10 月から 11 月にかけてコンゴ民主共和国北東部のベニ (Beni) 近郊で 178 人の民間人を殺害した。

当局には反乱・民兵グループ (RMGs) のメンバーを裁判にかけたり処罰する能力がほとんどないため、こうした殺害および他の虐待に関して、依然として刑事上の免責がまかり通

っている（セクション 1.d.を参照のこと）。

b. 失踪

国家治安部隊（SSF）が関与した失踪の報告が複数あった。当局は多くの場合、容疑者を拘留していること認めようとせず、時には非公式の拘留施設に容疑者を拘留することもあった。

国連合同人権事務所（UNJHRO）の報告によると、リコフィ作戦期間中に 32 人がコンゴ国家警察（PNC）に強制的に拉致された後、失踪した（セクション 1.a.を参照のこと）。

反乱・民兵グループ（RMGs）と一部のコンゴ民主共和国軍（FARDC）の部隊は、強制労働、兵役または性奴隷のために多くの人々を拉致していた。こうした被害者の多くは失踪している（セクション 1.g.を参照のこと）。

c. 拷問及びその他の残虐、非人道的もしくは品位を傷つける取扱い又は処罰

法律上、拷問は犯罪行為とされているが、複数の人権団体の報告によると、国家治安部隊（SSF）は、民間人や特に被拘留者および囚人に対して拷問を行っていた。国連の報告によると、7 月 10 日に赤道（Equateur）州のコンゴ民主共和国軍（FARDC）海軍のメンバーが、停泊料金の支払いを拒んだ女性の右足に沸騰した液体をかけて拷問した。

政府は 2011 年から、国家治安部隊（SSF）のメンバーと国民に、拷問は法律で犯罪行為と規定されていることを教えるための運動を続けている。2013 年 5 月には、法務・人権省の副大臣が国の治安部隊、国防軍、裁判官及び市民社会から参加者を集め、意識改革を促すイベントを数回にわたって開催した。

国家治安部隊（SSF）は、残虐、非人道的又は品位を傷つけるような刑罰手段を繰り返し用いていた。たとえば、6 月に東部州で、コンゴ国家警察（PNC）の警察官が民間人を独房に監禁し、神の抵抗軍（LRA : Lord's Resistance Army）に協力したとして責めたて、拷問を加えたとの報告があった。PNC の警察官はこの民間人に鉄のケーブルで手錠をかけ、何度もむちで打ったとのことである。7 月 9 日に国家治安部隊（SSF）は証拠不十分でこの民間人を解放した。また、7 月には南キヴ（South Kivu）で国家情報局（ANR）の職員が、9,200 コンゴ・フラン（10 米ドル）の債務の返済を怠ったとして民間人を逮捕した。PNC は、この民間人に手錠をかけて独房に一晩中監禁し、その後、現地の市民団体から通報を受けた PNC の所長が介入して釈放した。

刑務所及び拘留施設の状況

国内にある大半の刑務所は、依然として過酷で生命が危ぶまれるような状況であった。国家情報局（ANR）やその他の治安部隊が運営する小規模な拘留施設では、さらに過酷な状況が蔓延しており、こうした施設は、長期間の監禁に使用されることが多かった。

具体的な状況：法務・人権省、国防省および国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）の代表者で構成される共同刑務所調整委員会によると、2010年に公判前に拘留された人の数は18,000人超（うち、女性が推定500人）に上った。だが、そのうち有罪判決を受けたのは4,000人（うち、女性は約100人）に満たなかった。当局は、おおむねに男性と女性を別々に収容していたが、多くの場合、年少者は成人と一緒に収容されていた。また、公判前の被拘留者と有罪判決を受けた受刑者を分けて収容することはほとんどなかった。

生命と健康を脅かす深刻な脅威が広がっており、こうした脅威には暴力（特に強姦）、食糧や飲料水の不足、衛生状態の悪さ、不十分な換気、温度調節、照明、医療等の問題も含まれていた。被拘留者への食糧の供給は不十分であり、利用できる水もわずかだったため、多くの被拘留者は、専ら親戚、非政府組織（NGO）及び教会から食料などの供給を受けていた。拘留施設は深刻な過密状態にあった。例えば、2012年9月にキンシャサ（Kinshasa）のマカラ中央刑務所（Makala Central Prison）には、1,500人の収容人数に対して4倍の6,078人が拘留されていた。ゴマ中央刑務所（Goma Central Prison）では、収容人数150人の8倍にあたる1,208人が拘留されていた。ブカブ中央刑務所（Bukavu Central Prison）では、輸送用コンテナほどの広さの部屋でマットレスのない金属板の上に220人以上の男性が寝ており、換気設備もほとんどない状態だった。

報告によると、5月31日にカタンガ州のボーマ刑務所（Boma Prison）で、職員が公判前の4人を1つの留置部屋に一晩拘留し、被拘留者が窒息死したという。5月1日にはルブンバシ（Lubumbashi）のカパパ刑務所（Kapapa Prison）において、1人の被拘留者が医療を受けることができず病死したと報告されている。5月の国連の報告によると、キンシャサの多くの拘留施設では、換気や照明がほとんどなく、被拘留者は極度の高温状態に置かれていた。さらに、1月から9月までの間に拘留中の50人が飢えや病気で死亡したと報告されている。

大半の刑務所では、職員や供給物資が不足しており、刑務所の管理も不十分なため、脱走が頻繁に発生していた。たとえば、6月5日にはブカブ中央刑務所で300人以上の被拘留

者が刑務官を圧倒し、脱走した。脱走した被拘留者はライフルを手に入れてコンゴ民主共和国軍（FARDC）の兵士 2 人を殺害した。報道によると、当局は 2014 年末までに少なくとも 54 人を再逮捕したという。

当局はたびたび被拘留者に対し、恣意的に殴打や拷問を加えていた。

反乱・民兵グループ（RMGs）は、多くの場合は身代金目的で民間人を拘留していたが、拘留の状況に関する情報はほとんど入手できなかった（セクション 1.g.を参照のこと）。

管理：被拘留者に関する記録は不十分であり、定期的に行われていなかった。刑務所の所長の中には、施設内にいる被拘留者の正確な人数が分からない者もいた。法律では、非暴力犯に対する刑務所収監に代わる措置について、規定されていない。また、不服申立てに対応できるオンブズマンもない。当局は、一部の被拘留者に対しては来訪者との面会を禁止しており、多くの場合、司法当局との接触や不服申立ての提起も認めていなかった。刑務所の所長や職員はおおむね利益目的で刑務所を運営しており、寝床を最も高い値を付けた囚人に販売し、刑務所を訪問する家族に代金を請求していた。当局が囚人や被拘留者の宗教の信仰を阻害していたという報告はなかった。

独立した監視：政府は赤十字国際委員会（ICRC）、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）及び NGO に対して正規の拘留施設への立ち入りを定期的に許可していた。ICRC は、2014 年を通じて刑務所と拘留施設に収容されている少なくとも 17,393 人の被拘留者を訪問し、1 月から 4 月にかけて、18 の刑務所で医療と行政上の支援を提供したと報告している。一部の NGO の報告によると、国家情報局（ANR）が運営する拘留施設への立ち入りは制限されていた。

改善点：5 月に法務・人権省の副大臣が状況の評価のため国連の担当者を伴ってキンシャサの多くの拘留施設を訪問し、施設の運営を停止させた。この訪問後、副大臣は独房に拘留されていた 99 人を釈放し、文民及び軍法検察庁の代表者並びに MONUSCO の代表者から成る委員会を設立して不正に拘留された人のケースについて追跡調査を行った。副大臣は 2014 年を通じて、東部州、マニエマ（Maniema）州、コンゴ中央（Bas-Congo）州で同様の訪問を続けた。

d. 恣意的な逮捕又は拘留

法律上、恣意的な逮捕又は拘留が禁止されているにもかかわらず、国家治安部隊（SSF）は日常的に人々を恣意的に逮捕し、拘留していた。例えば、6 月に国連合同人権事務所

(UNJHRO) が介入した後、赤道州では検察庁の判事が 7 人の被拘留者を釈放した。この 7 人は、容疑の裏付けがないまま逮捕されたと判事が判断したにもかかわらず、コンゴ国家警察 (PNC) によって逮捕、拘留された人々であった。

警察及び治安組織の役割

コンゴ国家警察 (PNC) は内務省の管轄下であり、法の執行と治安の維持を主な任務としている。PNC には機動隊のような役割を担う組織 (Rapid Intervention Police) や統合警察部隊 (Integrated Police Unit) がある。国家情報局 (ANR) は、大統領直属の国家安全保障担当補佐官 (president's national security adviser) の監督の下、国内外の諜報を担当している。コンゴ民主共和国軍 (FARDC) と軍情報部 (military intelligence service) は、国防省の管轄下であり、主に国外の安全保障を担っているが、国内の治安を維持する役割も果たしている。共和国防衛隊 (RG : Republican Guard) は大統領の監督下であり、内務省の監督下にある出入国管理局 (DGM: director general of migration) は国境警備を担っている。軍法判事 (military magistrate) は国家治安部隊 (SSF) のメンバーが犯した全ての罪について、それらが任務に沿った結果か否かにかかわらず、調査し訴追する責務を負っている。

国家治安部隊 (SSF) の小部隊には規律がなく腐敗していた。全国に配備されているコンゴ国家警察 (PNC) とコンゴ民主共和国軍 (FARDC) の部隊は、民間人に対する違法な徴税と恐喝に日常的に関与していた。これらの部隊は「税」を徴収するために検問所を設け、頻繁に食糧や現金を強奪し、賄賂を支払えない者を逮捕した。FARDC は、指揮統制システムの弱さ、不十分な作戦計画、管理能力や物資輸送能力の低さ、訓練の欠如、特に東部における一部の兵士の忠誠心が疑わしいといった問題を抱えていた。例えば、6 月 6 日には、南キヴ州のムタルール (Mutarule) で発生したバフリロ (Bafuliro) とバニヤムレンゲ (Banyamulenge) の間の部族間抗争について、FARDC がまったく対応しなかったため、17 人の女性と 8 人の子どもを含む少なくとも 34 人が殺害されるという事態となった。被害者の中には、生きたまま焼かれた人もいれば、銃殺された人もいた。当局は、攻撃に手を貸したとして FARDC の隊員 2 人を逮捕し、州政府は事件のための調査委員会を立ち上げた。

軍法司法制度 (military justice system) は、国家治安部隊 (SSF) の隊員が犯した全ての罪に関して司法権を有しており、人権侵害の罪で一部の SSF 隊員に有罪判決を下したが、依然として刑事免責が深刻な問題となっていた。政府は国連コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO) と協力して人権委員会を維持し、軍法検察官 (military prosecutor) 及び国際 NGO が支援する巡回審理のために、国連による技術又は後方支援プログラム等の

利用可能な国際資源を活用していた。

軍事裁判所 (military court) は国家治安部隊 (SSF) の隊員に対して人権侵害の罪で有罪判決を下した。例えば、3月17日に北キヴ (North Kivu) 州のベニ (Beni) とブテンボ (Butembo) における軍事駐屯地裁判所 (Military Garrison Tribunal) は、コンゴ民主共和国軍 (FARDC) の隊員 17 人、コンゴ国家警察 (PNC) の警察官 5 人、民兵組織マイマイ (Mai-Mai) の戦闘員 5 人に対し、殺人と強姦の罪で有罪判決を下し、懲役 2 年から無期懲役の刑を宣告した。

政府は、2013年1月に議会を通過した改定後の軍事ステータスの規律規定を履行していなかった。軍法司法制度は多くの場合、政治や軍の司令による干渉に対して無力であり、紛争の影響を受ける地域の判事の安全対策は不十分であった。司法制度は、特に、中～上級の地位にある職員による職権乱用に対処する際には、役に立たなかった。例えば、5月5日に、北キヴ州の戦時軍法裁判所 (North Kivu Military Operational Court) は、2012年にミノバ (Minova) で起きたコンゴ民主共和国軍 (FARDC) による強姦、略奪および殺人について、判決を言い渡した。このとき、被告人だった FARDC の 39 人の兵士のうち、13 人の司令官は、下位の兵士が犯した罪に対して命令責任があるにもかかわらず、全員が無罪となった。当局は、無罪判決の証拠に欠けると指摘している。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

法律により、懲役 6 月を超える刑罰の適用が相当とされる犯罪者を逮捕するには、令状が必要である。被拘留者は 48 時間以内に治安判事 (magistrate) のもとに出頭しなければならない。当局は、逮捕者に対し、その権利及び逮捕事由を明らかにしなければならない。逮捕しようとしている被疑者本人に代わりその者の家族を逮捕してはならない。当局は、逮捕者に対して家族と面会すること及び弁護士に助言を求めることを許可しなければならない。しかし、現地の NGO の報告によると、治安職員は日常的にこうした要件をすべて無視していた。裁判所は多くの被拘留者に対し、規定された 48 時間以内に発言の機会を与えていなかった。法律では保釈制度の規定があるが、ほとんど機能していなかった。費用を負担できない被拘留者は、弁護士と接触する機会をほとんど持てなかった。当局は、収容施設には国家情報局 (ANR) 及び共和国防衛隊 (RG) が運営する施設など、外部との連絡を絶たれた収容施設に被疑者を拘留することも多かったが、当局はこうした拘留を認識していないと述べていた。

法務・人権省の副大臣が拘留施設を訪問した後の 7 月 16 日、コンゴ国家警察 (PNC) は逮捕及び拘留手続を改正する命令を發布した。これにより、PNC は被疑者を逮捕する前に

事実の裏付けを行うこと、男性と女性を別々に拘留すること、施設の衛生状態を確保することが義務付けられ、恣意的な逮捕が禁止された。

恣意的な逮捕：治安職員は、時には国家の安全保障を口実に、政府に反対したり、批判したりする人々を逮捕し拘留することがあり、多くの場合、こうした逮捕者に対して弁護士との接触など正当な法の手続き（due process）を認めなかった（セクション 1.a.、2.a.および 5.を参照のこと）。警察は時折、市民を恣意的に逮捕して起訴しないまま拘留していた。こうした行為は、逮捕者の家族から金銭を強要することが目的だったが、管理制度が十分に確立されていないことも原因だった。例えば、8月15日に国連合同人権事務所（UNJHRO）は、コンゴ国家警察（PNC）が恣意的に逮捕し、北キヴ州マンガレジバ（Manguredjipa）の独房に違法に拘留していた7人の市民を釈放させた。

公判前の拘留：長期に及ぶ公判前の拘留が依然として問題になっており、その多くは数カ月から数年間に及んでいた。たとえば、2月にゴマの刑務所では、公判前に6カ月以上にわたって被拘留者が収容されていた。有効に機能していない司法制度、行政上の障害、汚職、財政上の制約及び職員の不足により、公判に遅延が生じていた。刑務所の職員は、制度的な疲弊（disorganization）、不適切な記録、有効に機能していない司法制度、あるいは汚職により、刑期が満了した囚人をそのまま拘留することも度々あった。罰金を支払うことができない囚人は無期限に刑務所に拘留された。

大赦：2013年のM23（3月23日運動）の敗北を受け、2月に国民議会は、暴動行為、戦闘行為及び反政府行為について大赦を行うとする法律を制定した。政府はこの新たな法律に基づき、8月までに506人に対して大赦を行った。政府は、M23、バカタ・カタンガ（Bakata Katanga）、およびマイマイ・モルガン（Mai Mai Morgan）などの反乱・民兵グループ（RMGs）に以前関係したことがあるメンバーに対して大赦を行った。大赦を申請したその他の囚人は、年末の決定を待っていた。

e. 公正な公判の否定

法律上、司法の独立は認められているが、司法は腐敗しており、様々な影響を受けていた。裁判官は外部の職員や他の有力者からの支配を受けていた。また、裁判官が不足しているため、政府は迅速な裁判を行うことができず、さらに、最も深刻な不足に陥っている遠隔地では政府の支援が行き届かないため、裁判官がこうした土地への転勤を拒むこともあった。当局が裁判所の判決を尊重しないことも日常的にあった。治安判事高等評議会（High Court of Magistrates）の下で設立された懲罰委員会（disciplinary boards）は、多くの汚職や弁護過誤について月毎に判断を下していた。こうした判断の多くにおいて、裁判官や

判事に対して解雇、停職あるいは罰金の処分が下された。

裁判手続

憲法により、無罪の推定が規定されているが、当局は、無罪が証明されない限り大半の被告人は有罪であるとみなしていた。当局は、被告人に対して迅速に容疑の詳細を伝え、必要に応じて自主的に説明するよう義務付けられている。裁判官の裁量により、一般市民は裁判を傍聴することができる。被告人には起訴後 15 日以内に裁判を受ける権利が付与されているが、裁判官はこの期間を最大 45 日まで延長することができる。当局がこの条件に従うことはごくまれであった。当局には、殺人事件の裁判を除き、大半の訴訟において弁護士提供は義務付けられていない。当局は通常、死刑裁判において貧しい被告人に無料で弁護士を提供していたが、多くの場合、弁護士は担当する被告人との接見が不十分だった。被告人は、裁判に出廷し、代理人として被告人側の弁護人をつける権利を有しているが、当局はこうした権利を無視することがあった。当局は通常、被告側に十分な準備期間を与えていた。陪審制は採られていない。法律では、被告人は政府が所有する証拠を入手できると規定されているが、当局はこうした法律を必ずしも遵守しているわけではなかった。被告人は原告側の証人と対峙し、自分自身を守るために証拠と被告人側の証人を提示する権利を有しているが、こうした権利は必ずしも尊重されていなかった。証人は多くの場合、報復を恐れて証言しなかった。被告人は証言や犯行の自白を強要されない。被告人には、国家の安全保障、武装強盗および密輸に関わる訴訟を除き、上告する権利があり、通常は国家安全保障裁判所（Court of State Security）が判決を下す。これらの権利は全ての市民に拡大して適用されている。

政治囚及び政治的理由により拘留された者

政治囚及び政治的理由により拘留された者がいたとの報告があったが、人数に関しては信頼できるデータはなかった。政府は、国際的な人権団体や国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）に対し、一部の政治犯との面会を許可したが、当局は共和国防衛隊（RG）や国家情報局（ANR）が運営する拘留施設への立ち入りを一貫して認めなかった（セクション 1.c.を参照のこと）。

8月5日、国家情報局（ANR）は国民議会の議員でコンゴ国民連合（UNC : Union for the Congolese Nation）の幹事長（secretary general）のジーン・バートランド・エワンガ（Jean Bertrand Ewanga）氏を逮捕し、検事総長は、前日に行われた野党の決起集会で大統領について扇動的な発言をしたとして同氏を起訴した。この訴訟について、最高裁判所は憲法裁判所での審議が必要との判決を下したが、当局はこれに従わず、エワンガ氏を刑務所に

拘置した。その後、議会指導による介入を受け、当局は裁判を待つ間、同氏をホテルに移した。9月11日に最高裁判所は、国家元首並びに政府及び議会のメンバーに背いたとして、同氏に懲役12カ月を宣告した。

3月26日、最高裁判所は、2013年4月に逮捕された元国民議会議員のユジーン・ディオミ（Eugene Diomi）氏に対し、未成年者への強姦罪で懲役10年を宣告した。ディオミ氏は、はっきり発言する野党議員として政府からターゲットにされていたと主張している。

民事上の訴訟手続及び救済方法

国民は民事裁判制度において、人権侵害に関して民事的な救済を求めることができる。しかし、大半の国民は、刑事裁判所で補償を求めることを選択するため、人権侵害への対応で民事裁判所を利用することはほとんどない。

f. 私生活、家族に関すること、家庭生活又は通信に関する恣意的な干渉

法律上、私生活、家族に関すること、家庭生活又は通信への恣意的な干渉は禁止されているが、国家治安部隊（SSF）はこうした規定を日常的に無視していた。国家治安部隊（SSF）は民間人に対して嫌がらせや強奪を行い、令状なしに家や車両に押し入って搜索し、家庭、企業及び学校で略奪行為を働いた。例えば、報告によると、2月15日にコンゴ民主共和国軍（FARDC）は、「コンゴの自由と独立のための愛国者同盟（APCLS）」の戦闘員による攻撃への報復として、マシシ（Masisi）地区で200世帯以上を壊滅させて略奪を行った。虐待行為を働いた国家治安部隊（SSF）のメンバーの多くは、特定されることもなければ、処分されることもなかった。

g. 国内の紛争での過剰な武力行使及び虐待行為

特に、北キヴ州、南キヴ州、カタンガ州、および東部州のバ・ウエレ（Bas Uele）地区、オー・ウエレ（Haut Uele）地区、イトゥリ（Ituri）地区をはじめとする東部の鉱物資源の豊富な地域では、国内外の影響による紛争が相次いだ。ルワンダ解放民主軍（FDLR : Democratic Forces for the Liberation of Rwanda）、民主同盟軍／ウガンダ解放国民軍（ADF/NALU : Allied Democratic Forces/ National Army for the Liberation of Uganda）、国民解放軍（FNL : National Forces of Liberation）、神の抵抗軍（LRA）等の国外の反乱・民兵グループ（RMGs）、およびマイマイ（地域の民兵組織）グループ等の国内のRMGによる政府軍との戦闘、各RMGs同士の戦闘、さらには民間人に対する攻撃も続いていた。これまでの数年間とは異なり、外国政府によるRMGsへの支援については確かな報告はな

かった。こうした東部の戦闘により、一部の地域では人道支援や開発援助が妨げられたため、すでに深刻な状態にあった人道危機がますます悪化した。

政府は複数の主な反乱・民兵グループ (RMGs) に対して武力を行使した。政府が国連コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO) 軍と協力して M23 を打ち破ると、2013 年 11 月に M23 は降伏した。政府は 2014 年に、民主同盟軍 (ADF)、コンゴの自由と独立のための愛国者同盟 (APCLS) 及び複数のマイマイ・グループに対して軍事活動を行った。さらに 5 月と 6 月には、ルワンダ解放民主軍 (FDLR) の 184 人のメンバーが自発的に武装解除した。

こうした進展にもかかわらず、国家治安部隊 (SSF) 及び反乱・民兵グループ (RMGs) が重大な人権侵害を行ったとする複数の信頼できる報告が寄せられている。これらの反乱・民兵グループ (RMGs) には、コンゴの自由と独立のための愛国者同盟 (APCLS)、民主同盟軍/ウガンダ解放国民軍 (ADF/NALU)、バカタ・カタंगा、イトゥリ武装グループ連合 (Coalition of Ituri Armed Groups)、ルワンダ解放民主軍 (FDLR)、国民解放軍 (FNL)、コンゴ防衛軍 (Forces of the Congolese Defence)、イトゥリ愛国抵抗軍 (Forces of the Patriotic Resistance of Ituri)、神の抵抗軍 (LRA)、ニャトゥラ (Nyatura)、コンゴ愛国抵抗 (Congoloses Resistance Patriots)、ライア・ムトムボキ (Raia Mutomboki) 及びマイマイ・グループ (Cheka, Gedeon, Kifuafua, Morgan/Simba/Lumumba/Manu/Luc, Pareco, Shetani および Yakutumba) が含まれていた。

国連コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO) は、引き続き政府を支援し、特に東部における平和および治安の確立と維持を目指していた。3 月、国連安全保障理事会は武装グループを制圧するために MONUSCO の委任期間を 12 カ月延長し、新たに介入旅団を設置した。2014 年末の時点で、MONUSCO は約 19,000 人の平和維持要員、軍事監視員および警察で構成されていた。

殺害: 国連機関及び NGO の報告によると、国家治安部隊 (SSF) と反乱・民兵グループ (RMG) は民間人を即座に処刑するか、殺害していた。例えば、10 月の 1 カ月間にわたり、民主同盟軍 (ADF) とあるいは他の反乱・民兵グループ (RMGs) が北キヴ州ベニ周辺の複数の村を攻撃し、80 人以上を殺害したと言われている。ADF のメンバーは少なくとも 30 人 (女性と子どもを含む) をマチューテ (サトウキビの伐採などに用いられる刃物) で殺害し、首を切り落としたり、喉をかき切ったりしたとのことである。

国連専門家グループ (UNGOE : UN Group of Experts) の報告によると、4 月 14 日にコンゴ民主共和国軍 (FARDC) は、反乱・民兵グループ (RMG) のマイマイ・モーガンを率

いていたポール・サダラ (Paul Sadala) (別名モーガン (Morgan)) 氏が降伏の交渉中に逃亡を試みたとして、同氏を銃殺した。サダラ氏は、マイマイ・モーガンの犯行ではないかと疑われている人権侵害 (殺人、性的奴隷、児童兵の徴募など) に関与した罪で指名手配されていた。

拉致：国連機関及び NGO の報告によると、反乱・民兵グループ (RMGs) と一部の国家治安部隊 (SSF) の小部隊が国民を拉致した。ほとんどの場合、反乱・民兵グループ (RMG) は荷物の運搬や案内などの仕事をさせるために国民を拉致していた。例えば、1月6日には神の抵抗軍 (LRA) の戦闘員が7人の男性の家を攻撃して略奪行為を行った末に拉致したと報告されている。LRA の戦闘員は被害者に略奪した物資を7マイル北に運ばせた後、被害者を解放した。

身体的虐待、処罰及び拷問：国連機関及び NGO の報告によると、国家治安部隊 (SSF) が民間人に対して逮捕、違法な拘留、強姦及び拷問を行った。

反乱・民兵グループ (RMGs) は北キヴ州、南キヴ州、カタンガ州及び東部州の農村地域で民間人に対して殺害、強姦、拷問等の虐待行為を行った。2014年にRMGsはますます活発になり、子どもを含めて国民を強制的に徴募し、荷物の運搬人、案内人および戦闘員として働かせていた。東部の一部の地域では、RMGsが民間人に対して略奪行為、ゆすり、違法な徴税を行い、また多くの場合は身代金目的で民間人を拘留していた。たとえば、報告によると、6月20日にルベロ (Lubero) 地区でマイマイ Lumumba の戦闘員が3人の民間人の耳を切り落とし、1人の被害者の顔をマチェーテで切りつけた。

男女どちらの反乱・民兵グループ (RMG) のメンバーも、メンバー間やコンゴ民主共和国軍 (FARDC) との間での暴力行為の一部として男性、女性及び未成年者を強姦していた。強姦 (特に男性への強姦) に関する統計は入手できなかった。

7月の国連専門家グループ (UNGOE) の報告によると、民主同盟軍 (ADF) が単純で即席の爆発しやすい装置を使用していたため、FARDCに死傷者が出た。

児童兵：9月までに国連は、武装グループが新たに50人の児童 (男児41人、女児9人) を徴募して使用しているという事実について文書にまとめた。報告によると、これらの事例の半数近くで、武装グループが児童を戦闘員として使用していた。また児童は、荷物の運搬人、料理人、情報提供者などの支援的な役割も果たしていた。女児の大半は、性的暴力や性的搾取を受けていた。反乱・民兵グループ (RMGs) は、北キヴ州、南キヴ州、カタンガ州及び東部州において、児童を徴募して使用していたが、こうした行為は、特に、統

制や管理が不十分な部隊で行われていた。政府は、児童兵の徴募と利用をなくすための国連が支援するアクション・プランを実施したり、子どもの徴募を阻止するための訓練プログラムの構築に向けてパートナー組織と協力したりするなどして、児童兵の利用の減少と制限に向けて対策を講じている。さらに、コンゴ民主共和国軍（FARDC）の司令官は、降伏した反乱・民兵グループ（RMG）の児童兵を解散させる活動を強化している。様々な事例において、FARDC の司令官と連絡係は、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）、国連児童基金（UNICEF）あるいはその他の人道組織に支援を要請し、こうした組織の保護の下に児童を送っていた。国連は 11 月までに、FARDC が児童兵を徴募した事例は確認されなかったと報告した。

以下の国務省の年次の人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

その他の紛争関連の虐待：コンゴ民主共和国軍（FARDC）と反乱・民兵グループ（RMGs）の間の闘争により、特に北キヴ州のルチュル（Rutshuru）地区とニーラゴンゴ（Nyiragongo）地区では、住民が避難し、人道的アクセスが制限されていた。国連人道問題調整事務所（UN OCHA）によると、7月の時点で、人道機関の職員が関わった治安問題は 85 件であった。国連の報告によると、10月27日に北キヴ州マシシ（Masisi）地区において、国際 NGO のマーシーコー（Mercy Corps）が所有する車両が武装した正体不明の戦闘員から攻撃された。マーシーコーのスタッフに被害はなかったが、電子機器と現金が盗まれ、車両の無線通信機が破壊されたため、スタッフはすぐに当局と連絡をとることができなかった。

北キヴ州と南キヴ州では、反乱・民兵グループ（RMGs）とコンゴ民主共和国軍（FARDC）の兵士が収益と権限を確保しようと天然資源の違法な搾取と取引を続けていた。鉱物などの天然資源の密売により、武器の購入が促進され、政府の収入が減少した。最も搾取された天然資源は、スズ石（スズ鉱石）、コルタン（タンタル石）、鉄マンガン重石（タングステン鉱）及び金などの鉱物で、次いで木材、木炭、魚類となっていた。

メディア及び市民社会によると、神の抵抗軍（LRA）は、ガランバ国立公園（Garamba National Park）の象牙を違法に取引して活動資金を調達しており、恐らく、中央アフリカ共和国や南スーダン共和国を通じて中国に密売しているとのことである。

鉱物の違法取引は、北キヴ州と南キヴ州の紛争の特徴であり原因でもあった。政府がスズ石およびコルタンの採鉱と取引に関する規制を幾分強化したため、2014年にはいずれの州でもわずかだが合法的な輸出が増加した。反乱・民兵グループ（RMGs）は、依然として北

キヴ州と南キヴ州の遠隔地の鉱区を支配し、脅かしていた。

コンゴ民主共和国軍（FARDC）と反乱・民兵グループ（RMGs）が鉱物取引を行うことは法律で禁止されているが、実際には、政府はこの法律を施行していなかった。FARDC の部隊と RMGs が関与した犯罪には、みかじめ料の取り立て（採掘ピットの責任者に対して、窃盗から守ったり、密売を促進させる見返りにみかじめ料を支払うよう強要するなどの行為）、間接的な商業支配（違法な「税」収を活用して採掘現場付近で鉱物の売買を行うなどの行為）、及び直接的かつ威圧的な支配（脅迫など）が含まれていた。FARDC の部隊と RMG は、民間人から日常的に違法な税金を取り立てており、時には労働を強要したり、あるいは鉱物生産を断念するよう強いたりすることもあった。

さらに国連専門家グループ（UNGOE）に報告によると、鉱物部門では複数の反乱・民兵グループ（RMGs）（特にライア・ムトムボキ（Raia Mutomboki））が違法取引や搾取を行って利益を得ていた。また同報告によると、コンゴ民主共和国東部からルワンダ、ウガンダ及びブルンジにかけては依然として鉱物の密輸が行われていた。一部の国家治安部隊（SSF）の小隊は、金取引で利益を得ており、鉱物の密輸に加担していたとのことである。

セクション 2. 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

法律では、言論及び報道の自由が規定されている。国民は通常、政府の報復措置を受けることなく、私生活の中で政府、その職員及び他の市民を批判することができる。しかし、紛争、暴動、天然資源の管理、汚職といった問題に関する政府職員及び政府の行動や決定に対して公共の場で批判すると、場合によっては厳しい措置を受けることがあった。こうした措置の多くは国家情報局（ANR）が行っていたが、まれに州政府が行うこともあった。

言論の自由：国家元首に対する侮辱、公共の場での悪意ある中傷及び国家の安全保障を脅かすとみなされる発言は、法律により禁止されている。政府当局は時折、政府や国家治安部隊（SSF）を公然と批判したジャーナリスト、活動家及び政治家を拘留していた。私服の治安警察官が政治集会や政治行事を監視しているという情報もあった。

8月21日に当局は、政治的な影響力を持つキンシャサの大司教を批判する記事を發表したとして、コンゴ・ニュース（Congo News）新聞の編集者、Mike Mukebayi 氏を逮捕した。8月25日には、Mukebayi 氏の釈放を求めて行われたデモに関し、コンゴ国家警察（PNC）

は当局にダメージを与える告発行為だとしてデモに参加した 30 人のジャーナリストを逮捕した。10 月には、Mukebayi 氏が公判前にマカラ中央刑務所に拘留され、ゴンベ平和裁判所 (Gombe Peace Tribunal) の判決を待つ間に、政府は同氏の新聞社を閉鎖したが、表面上は管理面を理由にしていた。

報道の自由: 法律により、視聴覚・通信高等評議会 (CSAC: High Council for the Audiovisual and Communications) は、政党、結社及び市民に対し、報道機関の自由と保護、及び通信メディアと情報への平等なアクセスを提供することが義務付けられている。メディアや人権団体等の組織は日頃から、CSAC の権力、独立性、中立性及び効果的に機能する能力を疑問視していた。例えば、7 月 4 日に CSAC は「*Journal d'Informations Judiciaires* (司法情報ジャーナル)」というテレビ番組の放送を中止させたが、これは、司会者が番組名の商標登録を申請した際に産業省大臣から賄賂を要求されたとして、番組放送中に公然と非難したためであった。この件については、2014 年末になっても最高裁判所から判決は出ていなかった。

一部の報道機関は全国で活動していたが、キンシャサでは主に大規模で活動的な民間の報道機関 (政府側と反政府側の両方) が活動しており、政府は多くの日刊紙各社にライセンスを交付していた。通信省によると、2012 年には、134 社のテレビ局、463 社のラジオ局及び 445 社の新聞社が政府に登録された。ほぼ全国をカバーしている報道機関は、わずか 2 社であった。政府は各新聞社に対して、刊行前に 1 度限りのライセンス料 250,000 コンゴ・フラン (約 272 米ドル) の支払いと行政上の複数の要件の遵守を義務付けた。ジャーナリストの多くは職業訓練を受けておらず、規定の給与をほとんど受け取っていなかった。そのため、こうしたジャーナリストは、特定の記事に対して報酬を支払ってくれる個人、政府職員及び政治家のために記事を書いていた。

識字率が低く、新聞やテレビの料金が比較的高いことから、依然としてラジオが情報公開の主要な媒体となっていた。国が 3 つのラジオ局と 3 つのテレビ局を所有し、大統領の一族も 2 つのテレビ局を所有していた。報道機関の大半を所有または運営しているのは、政府職員、政治家、及び規模は劣るが教会の指導者だった。

暴行及び嫌がらせ: 国家治安部隊 (SSF) は各地のジャーナリストに対し、その報道記事を理由に殴打を加え、恣意的な逮捕、嫌がらせ、脅迫を行っていた。例えば、報告によると、1 月 20 日に共和国防衛隊 (RG) の隊員がジャーナリストを殴打し、コンゴ民主共和国軍 (FARDC) が北キヴ州で建物を不正に利用しているという疑惑について取材していたビデオ・カメラを持ち去った。RG の隊員がこのジャーナリストを国家情報局 (ANR) の現地の事務所に連行したところ、ANR の職員は RG の隊員に対してジャーナリストにカメラを

返すよう命じ、この被害者を近くの病院に連れて行き、怪我の治療を受けさせたという。

6月23日には、コンゴ国家警察（PNC）と国家情報局（ANR）の職員が3人のジャーナリストを逮捕し、北キヴ州のムンガノ・ラジオ・テレビ局（Radio Television Mungano）を閉鎖した。報告によると、ANRは、コンゴ民主共和国軍（FARDC）が関与したと疑惑が持たれている人権侵害に関する報道とANRの職員を殺人に巻き込んだことを理由に、ジャーナリストを逮捕するよう命じた。

2013年とは異なり、政府当局がジャーナリストの殺害や失踪に関与することはなかった。JED（Journalists in Danger：難局に立たされるジャーナリストたち）によると、2014年に当局は、18人のジャーナリストに暴行を加え、21人に脅迫または嫌がらせを行ったという。JEDの報告によると、報道の自由に対する侵害行為は、2012年の175件から2013年は119件に減少した。その他の事件としては、政府によるジャーナリストの拘留もしくはジャーナリストへの尋問、及びジャーナリストに行政的、司法的、経済的な圧力をかけたり情報の自由な流通を妨害したりする活動などがあった。2014年末時点で、政府は、報道の自由に対する侵害の加害者を一人も処分していなかった。

検閲又は内容の制限：視聴覚・通信高等評議会（CSAC）は、放送を制限する法的権限を持つ唯一の機関であったが、政府（国家治安部隊（SSF）及び州職員を含む）もこの権限を行使していた。政府機関の一部の報道官は、ニュース記事を編集する役割を担っているとの情報もあった。一部の管轄機関は、報道の自由を制限し、ジャーナリストや出版者を脅して自己検閲を強要していた。

名誉毀損法又は国家安全保障：中央及び州政府は、刑事名誉毀損法を適用し、政府に批判的な人々を脅して処分している。例えば、東カサイ（Kasai Orientale）州の地方裁判所は、野党の民主社会進歩連合（Union for Democracy and Social Progress）の党員を名誉毀損で有罪とし、懲役12カ月、罰金450,000コンゴ・フラン（約490米ドル）を言い渡した。

政府以外からの影響：反乱・民兵グループ（RMGs）とその政党派は、活動を行っている各地域において、日常的に報道の自由を制限していた。

インターネットの自由

政府は、インターネット・アクセスの制限や妨害、あるいはオンライン・コンテンツの検閲は行っておらず、政府が適切な法的権限なく私的なオンライン通信を監視していたとする確かな報告はなかった。法律により、ブログ開設者は視聴覚・通信高等評議会（CSAC）

の許可を受けなければならないと規定されている。2014 年末時点で、CSAC がブログ開設者の許可申請を拒否したという事実はなかった。一部の個人起業家が、全国の大都市にあるネット・カフェで手頃な料金でインターネットを利用できるようになった。データ通信が可能な携帯電話がインターネットへのアクセス手段として徐々に普及している。国際電気通信連合（ITU）によると、2013 年に国民の 2.2% がインターネットを利用していた。

学問の自由及び文化的な行事

学問の自由や文化的な行事については、政府による制限はなかった。

b. 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法により、平和的集会の自由が規定されているが、政府はこの権利を制限することが時折あった。政府は公共行事の主催者に対し、事前に地元当局に届け出るよう義務付けている。当局は、許可できない場合には、届出がされてから 5 日以内にその旨を書面で通知しなければならない。場合によっては、国家治安部隊（SSF）が無許可の抗議行動、デモ行進又は集会の参加者を殴打、拘留、逮捕することもあった。

当局が野党や市民社会団体のデモを許可せず、抗議行動のリーダーを逮捕することもあった。例えば、8 月 11 日にコンゴ民主共和国軍（FARDC）は、ルワンダ解放民主軍（FDLR）の元戦闘員を東部州キサングニ（Kisangani）に配置転換する件で、この政府措置に対する抗議行動を全て禁止すると発表し、この配置転換は軍事上の問題であると主張した。

c. 宗教の自由

以下の国務省の *国際的宗教の自由に関する報告書*（*International Religious Freedom Report*）を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d. 移動の自由、国内避難民、難民保護及び無国籍者

法律により、国内の移動、国外への渡航及び移住、並びに本国への帰還の自由が規定されている。しかし、こうした権利を政府が制限することがあった。

国内の移動：国家治安部隊（SSF）は、表向きは治安上の理由により、道路、空港及び市場に防壁や検問所を設置し、民間人に法律違反の疑いをかけて日常的に嫌がらせをしたり金銭を強要したりしていた。時には、本人又はその親族が金銭を支払うまで拘留することもあった。反乱・民兵グループ（RMGs）によるこうした行動はさらに大規模だった。政府は、国内を移動する者に対し、各都市に出入りする際に空港や港湾で審査を受けるよう義務付けていた。

地元当局は、コンゴ川沿いの多くの場所において、ボートでの移動の際に違法な税金や料金を徴収していた。コンゴ民主共和国軍（FARDC）の兵士や反乱・民兵グループ（RMG）の戦闘員が、市場に商品を運び込む人や各都市を移動する人に料金の支払いを強要しているとの報告も広範囲から寄せられていた（セクション 1.g を参照のこと）。

国家治安部隊（SSF）は、国内を移動する者に対して雇用主や政府当局からの旅行命令書を提示するよう求めることがあったが、法律ではこうした命令書の取得は義務付けられていない。SSF は度々、命令書を持たずに移動していた者を拘留し、賄賂を要求した。

海外への渡航：行政システムが不十分のため、旅券の発給が通常通りに行われないことが多かった。当局は日常的に賄賂を受け取り、旅券の早めの発給に便宜を図っていた。

2013 年 9 月に出入国管理局（DGM）は、国際養子縁組で国外に出国するコンゴ民主共和国の子ども全員について、受け入れ先の国での子どもの扱いに懸念があり、また各国の養子縁組手続に不正の疑いがあるとして、出国許可を停止すると発表した。DGM は当初、停止措置の適用期間は最長 12 カ月間としていたが、9 月 25 日には「別途通知」を出すまで停止措置を継続すると発表した。DGM は一部の例外を認め、国内で救命医療を受けることができない「医学的に脆弱」な一部の子どもについては出国を許可した。

国内避難民（IDP）

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR : UN High Commissioner for Refugees）によると、東部の紛争及び北中央部のカタンガ州で激化する紛争により、9 月までにコンゴ民主共和国全体で国内避難民（IDPs）の数が 2.6 百万人超に達した。同国の IDPs の約 56%は、北キヴ州と南キヴ州にいる。また、東部州、カタンガ州及びマニエマ（Maniema）州でも、依然として避難が問題となっていた。政府は IDPs を十分に保護あるいは支援することができないため、国内外の人道組織による IDPs への支援提供を概ね認めていた。しかし、戦闘や全般的な治安の悪さから、人道支援活動は妨げられていた。

戦闘員やその他の民間人は、一部の IDPs に対して、女性や子どもの性的搾取、拉致、強制的な徴兵、略奪、違法な徴税及びありがちな嫌がらせなどの虐待を加えていた。例えば、UNHCR とそのパートナー組織の記録によると、南キヴ州では 9 月までに保護を要する事件が 2,234 件あった。こうした事件には、政府機関による行政上の妨害、違法な徴税、性的暴力、強姦、殺人、略奪なども含まれていた。

2014 年の間に多くの人々が避難した一方で、故郷に戻った人もいた。2013 年に M23 が降伏したことで、北キヴ州の一部の地域では、政府の手によって平和と安定が回復した。UNHCR の報告によると、コンゴ民主共和国からウガンダに避難していた難民がルチュル (Rutshuru) 地区に戻り始めている。5 月に政府は、難民国家委員会 (National Commission on Refugees) を通じて、IDPs がゴマの IDP 居住区から自発的に故郷に戻ろうとする意識を高めるための活動を開始した。国際移住機関 (International Organization for Migration : IOM) によると、7,200 人の IDPs が故郷に戻る意思があると述べており、2013 年 11 月から 2014 年後半にかけて約 5 万 3 千人がゴマ周辺の IDP キャンプを自発的に離れたとのことである。

難民の保護

UNHCR の報告によると、10 月 31 日の時点で、コンゴ民主共和国内には近隣の 7 カ国からやって来た 121,935 人の難民がおり、大半はルワンダからの難民だが、中央アフリカ共和国からの数も増加している。

庇護の方法：法律により、庇護申請者又は難民の地位の付与が規定されているため、政府は難民を保護するための基本的な制度を構築した。この制度により、難民及び庇護申請者の地位が付与され、また、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、又は政治的意見を理由に生命や自由が脅かされるおそれのある本国への退去又は送還という事態から、難民が保護されている。

政府は、UNHCR 及び他の人道組織と協力し、難民及び庇護申請者の生活保護や安全面での支援をしている。政府は、難民の入国を許可して移民手続きを円滑に行うことで、難民が安全かつ自発的に祖国へ帰還できるように支援している。保安体制を確立する上で、政府当局が難民と国民を差別して扱うようなことはなかった。

持続的な解決：2012 年 6 月から、1951 年の難民の地位に関する条約 (1951 Convention) および 1969 年のアフリカ統一機構難民条約 (1969 Organization of African Unity Convention) の停止条項の適用により、内戦 (2002 年終結) を逃れて国外に脱出したアン

ゴラ人は難民と見なされなくなった。8月19日に UNHCR は、アンゴラ人の元難民による自発的な本国への帰還に向けて最後の支援を開始した。9月までに 959 人のアンゴラ人が祖国に帰還し、キンシャサ州、バ・コンゴ州およびカタンガ州では 37,336 人のアンゴラ人が帰還を待つだけとなった。

UNHCR は、1998 年 12 月 31 日以前に祖国を逃れたルワンダ人難民に対する停止条項の発動（6月30日より効力を発する）を提案した。10月の時点で、政府はかかる条項の施行を拒否していたが、6月20～21日にキガリ（Kigali）で開催された第3回の三者会議では、コンゴ民主共和国政府が同国でのルワンダ難民の居住の申請に向けて引き続き努力することで、ルワンダと UNHCR の双方との間で合意に達していた。2月に難民国家委員会が事前調査を行ったところ、予想されるルワンダ難民の数は 241,626 人であった。9月4日までに合計 495 人の難民が UNHCR の支援を得てルワンダに帰還した。

一時的保護：政府は、難民資格を取得できない人々（人数は不明）に対して一時的な保護を提供した。

セクション 3. 政治的権利の尊重：自らの政府を交代させる市民の権利

憲法の規定により、国民は普通選挙制に基づいて実施される自由で公正な選挙で投票する権利を行使し、自らの政府を交代させることができるが、こうした権利は制限されていた。

選挙及び政治への参加

最近の選挙：2011年に独立国家選挙委員会（CENI：Independent National Electoral Commission）によって大統領選挙及び議会選挙が行われ、大統領選挙で現職のジョゼフ・カビラ（Joseph Kabila）大統領が勝利した。一部の国際選挙監視団は、この選挙結果には「深刻な欠陥」があり「信頼性に欠ける」と述べ、主な理由として、票の集計での不正行為と透明性の欠如を挙げた。ヒューマン・ライツ・ウォッチをはじめとする NGO の報告によると、治安部隊が投票前に多数の市民を殺害したり、恣意的に拘留したりしたという。国連は、少なくとも 41 人が殺害され、選挙期間中に治安部隊が数百人に身体的な危害を加えたという事実を確認している。議会の 500 議席のうち約 340 議席の選挙結果をめぐる争いで、落選した候補者が最高裁で争った。その多くは、ほとんど価値のない訴訟だった。2012年4月に最高裁は、482 議席の選挙結果について有効と認定した。7月24日、キリスト教民主党（Christian Democratic Party）のデニス・エンガンダ（Denis Engunda）氏が選挙に勝利して赤道州から国民議会の議員となり、2011年の議会選挙の結果をめぐる争いが決着した。

2013年4月に政府は、地方選挙、州議会選挙及び国民議会選挙の計画、執行並びに監督について責任を負う新たな CENI を設立した。CENI は5月26日、2015年6月から10月の間に地方選挙を行うと発表した。法律上、CENI は2016年末までに大統領選挙と国民議会選挙を実施しなければならないが、2014年末になっても選挙の投票日を設定していなかった。

政党及び政治参加：カビラ大統領は、名目上は独立した存在だが、大統領の出身政党である再建民主人民党（People's Party for Reconstruction and Democracy）及び改革社会運動（Social Movement for Renewal）などの政党が含まれる大統領派の政治連合が行政機関、立法機関及び司法機関（憲法裁判所および CENI を含む）の代表職の大多数を占めていた。テレビ局やラジオ局などの国営メディアは、依然として国民と政府にとって最大の情報源であった（セクション 2.a.を参照のこと）。政府が野党の議員に対し、国内外の移動およびメディア・コンテンツの配信における政治的な影響力を制限するなどの威嚇行為を行っていたという報告が複数あった。

法律では野党の存在は認められており、野党には「不可侵」の権利と義務がある。政党はほとんどの場合、制限や外部からの干渉を受けることなく活動することが可能だったが、政府当局は野党の議員に対して恣意的な逮捕や嫌がらせを行い、公的な集会の開催を妨害することが時折あった。例えば、2月20日に南キヴ州ブカブ（Bukavu）では、コンゴ国家警察（PNC）がコンゴ国民連合（UNC）総裁（president）のヴィターレ・カマレ（Vitale Kamerhe）氏主催の野党集会に介入した。国家治安部隊（SSF）は、UNCの支持者10人を含む26人の民間人を負傷させた。報告によると、当局は以前、カマレ（Kamerhe）氏が政治集会開催のために飛行機で東部へ移動するのを阻止した。

女性と少数民族の参加：国民議会では約10%（493議席中50議席）、州議会では約6%（690議席中43議席）の議席を女性が占めていた。また、108人の上院議員のうち、4人が女性であった。閣僚および副大臣37人のうち6人が女性であり、その割合は（16%）は2012年の現政府発足当時（9%）から大幅に増加した。

上院、国民議会あるいは州議会には、先住民を含む一部の民族の代表者は存在していなかった。全ての民族から代表者が選出されているわけではないという状況は、民族の数が極めて多いことも要因かもしれないが、社会的な差別が反映された結果であると考えられる。先住民族の奴隷化及び先住民族に対する差別は、赤道州、東部州及びカタンガ州など一部の地域で続いており、こうした状況が一部の部族の政治参加を閉ざす原因になっている（セクション 5を参照のこと）。

セクション 4. 政府内の汚職と透明性の欠如

法律では、政府職員の汚職には刑事罰が科されているが、実際には、政府はこの法律を施行しておらず、職員は頻繁に汚職行為を行っていたが処罰されることはなかった。

汚職：依然として政府と国家治安部隊（SSF）の中では汚職が蔓延していた。官民の事業取引では、贈収賄が日常的に行われており、特に政府調達、紛争解決、司法行政、採鉱、土地の所有及び徴税の分野で多く見られた。

財務管理が脆弱で、司法制度も十分に機能していないことから、職員が汚職を行っても処罰されないという傾向が助長されていた。政府は、汚職を撲滅しようと、供与資金などの資金を私的に流用した職員を停職処分にすることもあった。さらに政府は、主要都市の多くの公務員や治安部隊への給与の支払いを口座振り込みで行うという計画を実施し、収賄の重要な手段の排除を進めている。政府は、以前はカスケード方式による給与支払システムを採用していたため、給与はすべて高官に支払われ、支払いを受けた高官が下位の職員に支払い、次にその職員が各自のスタッフに支払うという流れになっていた。

政府には、公務員の職業倫理を強化するための監視機関がある。汚職問題については、監査裁判所（Court of accounts）と NGO のコンゴ汚職防止組合（Congolese Anti-Corruption League）が緊密に連携して組んでいた。法務・人権省には内部の汚職防止チームがあり、汚職撲滅に向けた取組み全般を担っている。

法律上、マネーロンダリングとテロ資金の調達は違法とされている。限定的な財源と脆弱な司法制度は、資金情報機関（Financial Intelligence Unit）がマネーロンダリングを取り締まる上で足かせになっている。現地機関及び職員は、法律とそれに付随する規制を完全に施行できるだけの教育訓練を受けておらず、実行力に欠けていた。

政府当局と富裕層は、刑事罰を科す名誉毀損防止法や他の脅迫的な手段を使い、政府の汚職をめぐるメディアの取材を阻止することもあった（セクション 2.a を参照のこと）。

資産公開：法律により、大統領と各閣僚は政府内の委員会に資産を公開することが義務付けられている。報告によると、カビラ大統領以下、全閣僚及び副大臣は、就任時に資産公開を行ったとされているが、委員会はこの情報を公開していない。

情報の一般公開：政府が保有する情報の一般への公開は、法律で規定されていない。政府

は、国民、国民以外の者（外国メディアを含む）のいずれに対しても情報を公開していなかった。

天然資源の違法取引：国連専門家グループ（UNGOE）を含む複数の報告によると、鉱業部門では、あらゆるレベルの政府職員が汚職を行っているため、数百万ドルの損失が発生していた。また、東部でのコンゴ民主共和国軍（FARDC）による鉱物の違法搾取や反乱・民兵グループ（RMGs）による大規模な違法搾取により、損失はさらに拡大していた（セクション 1.g を参照のこと）。

2008年にコンゴ民主共和国は、採取産業の政府・企業間取引における透明性を高めることを目的とした多国間による自発的な取り組み「採取産業透明性イニシアチブ（EITI）」の候補国になった。しかし、EITIの候補国であるにもかかわらず、同国の採取産業では依然として財務上の義務を逃れる動きが続いていた。4月18日、国際的なEITI理事会は、コンゴ民主共和国がデータの完全な開示と信頼性という要件を満たしていないとして、同国の候補国認定を停止した。政府は、候補国となって5年間の経過するにあたり、年間を通じてEITIを遵守する取り組みを強化し、原油部門と鉱業部門の両方で報告内容の改善に努めた。7月にEITI理事会は、コンゴ民主共和国のこうした取り組みを認め、同国をEITI遵守国に認定した。

国連専門家グループ（UNGOE）が6月に発表した中間報告によると、政府は、採鉱現場について欧州協力開発機構（Organization for European Cooperation and Development）の色分けによる検証スキームを採用している。「緑」で示した現場は国際基準をすべて満たしている（武装グループ、児童労働者および妊婦労働者が存在しない）。「黄色」は、違反が発生したが6カ月間にわたって是正措置が講じられている現場を示している。「赤」はUNGOEが深刻かつ重大な違反を指摘し、公式の輸出を禁止した現場である。UNGOEの報告によると、政府が6月までに南北キヴ州の39カ所の採鉱現場について検証したところ、緑が25カ所、黄色が2カ所、赤が10カ所だった。さらに同報告によると、1月20日に政府は、大湖沼地域における国際会議（International Conference on the Great Lakes Region）の「天然資源に関する地域イニシアチブ（Regional Initiative on Natural Resources）」という地域の認証制度の導入を開始した。この制度の目的は、大湖沼地域全体でスズ石、鉄マンガン重石、コルタンおよび金のサプライチェーン管理のプロセスを標準化することである。これまで政府が発行していた「原産地証明（certificate of origin）」に代わって「会議認証（certificate of the conference）」が発行される。この制度の下で、5月までに南キヴ州ではルクセンブルグおよびマレーシア向けのスズ石輸出のための認証が4件、北キヴ州では香港向けのコルタン輸出のための認証が2件発行された。UNGOEの報告によると、ウガンダは依然として金と象牙の密輸の目的地及び中継センターになっていた。

セクション 5. 人権侵害の疑いに関して国際組織及び非政府系組織が実施する調査に対する政府の対応

国家治安部隊（SSF）の小部隊は、国内の人権擁護者および NGO 職員に対して嫌がらせ、殴打、脅迫及び恣意的な逮捕・拘留を続けていた。こうした行為は、特に NGO が SSF による虐待の被害者に関する報告あるいは支援を行ったとき、又は東部における天然資源の違法な搾取について報告したときに行われた。法務・人権省の高官と国家情報局（ANR）の職員は国内の NGO と会合を開き、時には NGO の質問に回答することもあった。

国連又は他の国際機関：10月17日、政府は UNJHRO の事務局長（director）、スコット・キャンベル（Scott Campbell）氏を追放した。これは、コンゴ国家警察（PNC）がギャング組織の取締りの最中に民間人に対して非合法的な殺害と強制失踪を行ったとして非難する報告書を UNJHRO が発表したことを受けた措置だった（セクション 1.a を参照のこと）。

政府系人権団体：各省による人権委員会が不定期に会合を開き、特に目立った問題に取り組んでいたが、その効果は限定的だった。2013年3月、カビラ大統領は女性人権委員会の発足に向けて法律を公布したが、政府は年内に候補委員の承認や委員会の活動予算の計上を行わなかった。

セクション 6. 差別、社会的虐待及び人身売買

憲法では、人種、民族、性別、言語、文化又は宗教に基づく差別が禁止されているが、障害又は性的指向に基づく差別は対象とされていなかった。実際には、政府は差別の禁止を施行していなかった。

女性

強姦及び家庭内暴力：性的暴力に関する法律では、強姦は犯罪とされているが、実際には、政府はこの法律を施行しておらず、強姦は国内の至るところで日常的に発生していた。法律上、強姦の定義には、男性の被害者、性的奴隷、セクシャル・ハラスメント、強制妊娠などの性的犯罪は含まれているが、配偶者による強姦は含まれていない。また、示談金による解決や強制結婚も法律で禁止されており、性的暴力の被害者は裁判への出廷が免除され、プライバシーを保護するために非公開の審議も認められている。強姦に適用される罰則は、最も軽いもので懲役 5 年である。

国家治安部隊 (SSF)、反乱・民兵グループ (RMGs) 及び民間人による性的暴力が広範囲で発生していた (セクション 1.g.を参照のこと)。国連の記録によると、2010 年 1 月から 2013 年 12 月までの性的暴力の被害者は 3,635 人だった。こうした犯罪の多くは村への襲撃の際に発生していたが、場合によっては、敵対する政党や団体を支持していると思われる民間人を罰するための戦略として使われることもあった。犯罪は、主に北キヴ州の紛争地域の他、全国各州で発生していた。

強姦やその他の性的暴力事件の一部は起訴された。国連によると、2011 年 7 月から 2013 年 12 月までの間に軍事裁判所は性的暴力の罪で 187 人に有罪判決を下したが、そのうちの 183 人は国家治安部隊 (SSF) などの国家の当事者であった。2012 年 11 月に南キヴ州のミノバとその周辺で発生した複数の殺害、強姦および略奪事件において、国連の報告では少なくとも 126 人の女性と少女が強姦の被害に遭ったとのことだが、その後のミノバ裁判 (Minova Trial) で戦時軍法裁判所 (Military Operational Court) が有罪判決を下したのは、SSF のコンゴ民主共和国人が 2 名、少尉 (second lieutenant) と伍長 (corporal) が各 1 名のみであり、いずれも強姦罪で終身刑の判決を受けた。

8 月 11 日に南キヴ州の軍事裁判所は、「大佐 106 (Colonel 106)」として知られていたコンゴ民主共和国軍 (FARDC) 第 106 大隊の司令官、ベディ・モブリ・エンギャンゲラ (Bedi Mobuli Engangela) 氏の公判を開始した。エンギャンゲラ (Engangela) 氏は、戦争犯罪および反人道的犯罪 (すなわち、2005 年から 2007 年にかけて南キヴ州の村の襲撃を命じた際に、同氏の命令で部隊が犯した強姦及び殺人) の罪で裁判にかけられていた。同氏はブカブ中央刑務所で裁判所の判決を待っていた。

大半の強姦被害者は、資金的な問題、司法制度の信頼性の欠如、屈辱にさらされることへの恐怖及び報復の可能性、又は家族からの圧力により、正式に法的手段に訴えることはなかった。

一般的に、強姦被害者とその家族の名誉を守るために、医療従事者からの協力を得られるときでさえ被害者は家族から沈黙を守るよう強いられた。性的暴力や性差による暴力の被害者は、厳しい社会的汚名を着せられた。社会では、性的暴行の被害を受けた女性や少女の多くが結婚に不適格な女性という烙印を押される傾向が強く、被害を受けた妻が夫から見捨てられることも頻繁にあった。なかには、強姦被害者が家族から、強姦した男性と結婚するよう強いられることや、加害者から金銭や品物を受け取る代わりに訴訟を断念するよう強えられることもあった。

家庭内暴力については、法律で特定の刑罰は規定されていないが、全国で日常的に発生し

ていた。2012年の調査によると、14歳以上の少女と女性の64%が身体的暴力を受けており、さらにそのうちの49%が聞き取り調査を受けてから12カ月以内に再び身体的暴力を経験していた。法律上、暴行は犯罪と見なされているが、家庭内暴力を特別に取り締まる法律はなく、警察が家庭内の争いに介入することはほとんどなかった。司法当局が家庭内や配偶者による虐待の訴訟を扱ったという報告はなかった。

女性器の切除 (FGM/C)：法律では、FGM/Cは性的暴力の一種と規定されており、違反者には2~5年の懲役および200,000コンゴ・フラン(約218米ドル)以下の罰金が科される。FGM/Cにより死亡させた場合は、終身刑となる。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントは国内の至るところで発生していた。世界保健機関(WHO)が実施した2010年の調査によると、調査対象の全労働者のうち64%が職場でセクシャル・ハラスメントを経験していた。法律では、セクシャル・ハラスメントは禁止されており、最も軽いもので1年の懲役が規定されている。しかし、職場でのセクシャル・ハラスメントは日常的であり、法律が実際に施行されることはほとんどないか、あるいはまったくなかった。

リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利)：政府は、カップルが差別、強要、暴力を受けることなく、自分たちの子どもの数、出産間隔および出産する時期について、自由にかつ当人たちの責任により決定でき、そのための情報と手段を得ることができる権利を尊重している。法律では、既婚女性が家族計画の指導を受ける前に夫の許可を受ける必要はないが、指導を提供する側は一般的に夫の許可を求めている。避妊を行う女性の割合は依然として極めて低かった。2014年の人口保険調査(DHS: Demographic and Health Survey)によると、近代的な避妊法を使用していた女性はわずか7.8%だった。また同調査によると、推定で80%の出産が保健医療施設において熟練の医療従事者の協力を得て行われているにもかかわらず、妊産婦の死亡率は高く、出生数10万人に対して846人の妊産婦が死亡していた。国連の推定によると、2013年に死亡した妊産婦の数は21,000人となり、妊産婦死亡の生涯リスクは、23人に1人であった。高い妊産婦死亡率の背景には、医療従事者や専門家へのアクセスが限定的なこと、医療センターで必需品や設備の不足が頻繁に発生していること、専門知識や訓練が不十分であること、及び輸送上の問題により遅れが生じることなど、多くの要因があった。また時には、妊産婦が費用面の理由や健康問題の重大性に関する知識不足から、医療サービスの利用が遅れることもあった。

差別：憲法上、性差別は禁止されているが、法律では女性には男性と同じ権利が認められていない。例えば、家族規範では、既婚女性は、不動産の売却もしくは賃貸、銀行口座の開設または旅券の申請などの法的な手続きを行う際に、事前に夫の同意を得ることが義務

付けられている。UNICEFによると、法律では、夫の死亡時に遺言書が無かった場合、相続の優先権は未亡人ではなく夫の子ども（非嫡出子であっても）が有すると規定されているため、夫と死別した女性の多くは財産を没収されていた。法廷では、不貞の罪で有罪となった女性は、1年以下の懲役を言い渡されることがあるが、男性による不貞は、「害を与える性質（injurious quality）」があると判断された場合に限り処罰される。2009年にUNICEFが国連人権委員会（UN Human Rights Commission）に提出した報告の中では、家族規範では配偶者間の平等が認められているにもかかわらず、妻は夫に従わなければならないとされており、「事実上、既婚女性は夫の後見の下で下位に置かれている」と、国連特別報告者および代表者の7名が懸念を示していた。

女性は経済的な面でも差別を受けていた（セクション 7.d.を参照のこと）。女性が夜間の労働に従事することや、夫の同意を得ずに雇用契約を交わすことは法律で禁止されている。政府のすべてのレベルにおいて政党が候補者を立てる際には、性別を考慮することがさまざまな法律で義務付けられているが、いずれの法律も施行されていなかった。

子ども

出生届：法律では、コンゴ民主共和国内で出生したか、又は両親のいずれかが1960年に国内に存在していたと記録されている民族の出身者である場合、市民権を取得できると規定されている。憲法では、コンゴ民主共和国の国民は他の国の国籍を取得することは認められていない。UNICEFによると、何らかの形態の医療施設で出生した子どもの25%は国に出生届が出されていた。しかし、少数民族の間では、出生届が提出される割合は極めて低かった。出生届が提出されていない場合でも、公共サービスの利用にほとんど影響はなかった。

教育：憲法及び法律により、15歳（8年生）まで無償で初等教育を受ける義務があるが、実際には、初等教育は義務とされておらず、無償でもなく全国的に行われてもいなかった。一般的に公立学校では、教師の給与は児童の親が支払うものと考えられており、学校の費用の60%以上を親が負担しているため、平均で家計支出の11%が教育費となっていた。こうした費用負担に加え、子どもを学校に通わせれば働き手が減り、所得が減少する可能性があるため、多くの親は子どもを学校に入れることができないか、又は学校に通わせることに消極的であった。2013年の調査によると、全国で就学年齢の子どものおよそ28%が学校に入学していなかった。紛争地域の就学率（特に女兒）は、さらに低いと予想されている。例えば、北キヴ州では、女兒の46%と男児の42%が就学していなかった。

初等及び中等教育の女兒の就学率は、経済的、文化的又は治安上の理由から、男児よりも

低かった。世界銀行の 2012 年の報告では、15 歳から 24 歳までの就学率は女性が 72%、男性が 78%であった。また、学校で子どもは必ずしも安全とは言えなかった。子どもの 4 人に 1 人は教師から体罰を受けており、学校に通う女兒の 5 人に 1 人が高い成績と引き換えに性的関係を強要されていた。

東部の多くの学校は、慢性的な治安の悪さから荒廃し、閉校となっていた。なかには、政府が国内避難民 (IDPs) の住居として使用している学校もあった。一部の地域では、反乱・民兵グループ (RMG) による児童兵の強制的な徴募をおそれて、親が子どもを学校に通わせていなかった。

児童虐待：子どもに対するあらゆる形態の虐待行為は、法律で禁止されているが、児童虐待は日常的に発生していた。

親が子に対して妖術を用いたとの疑いをかけて、遺棄することは憲法で禁止されている。しかし、親や養育者は、多くの場合「妖術」を理由に子どもを遺棄又は虐待することがあった。法律では、子どもに妖術を使ったとの疑いをかけた親及び他の成人は懲役に処すると規定されているが、当局はこの法律を施行していなかった。

多くの教会は、妖術を使ったとの疑いをかけられた子どもに対し、独房での監禁、殴打、鞭打ち、絶食、下剤の強制的な服用等による悪魔払いを行っていた。UNICEF によると、身体障害や言語障害のある子どもは、妖術使いであるとのらく印を押されることがあり、こうした慣行から、親が子どもを遺棄することもあった。UNICEF が支援したストリート・チルドレンのうち実に 70%もの子どもが、妖術使いであるとの疑いをかけられた経験があったという。

早婚及び強制結婚：法律上、18 歳未満の少年、少女の結婚は禁止されているが、法定年齢に満たない子どもが結婚していた事例もあった。新郎又はその親族は、結婚を承認するために新婦の親族に結婚持参金 (dowry) を支払うことになっているため、こうした慣習が法定年齢に満たない者が結婚する大きな要因になっていた。なかには、結婚持参金を目当てに、あるいは息子の持参金を工面するために自分たちの娘を強制的に結婚させる親もいた。強制結婚は法律で犯罪とされている。裁判になった場合、子どもを強制的に結婚させた親には 12 年以下の重労働および罰金 92,500 コンゴ・フラン (約 100 米ドル) が科される。かかる子どもが 15 歳未満の場合、適用される刑罰は 2 倍に引き上げられる。強制結婚で起訴されたという報告はなかった。

女性器の切除 (FGM/C)：法律では、FGM/C は性的暴力の一種と見なされており、FGM/C

に関する個別の報告はほとんどなかった。

児童の性的搾取：男性と女性のいずれも性交同意年齢は18歳であり、18歳未満の売春は法律で禁止されている。児童ポルノは刑法で禁止されており、抵触した者には10～20年の懲役を科すよう定められている。世界銀行の2010年の報告によると、路上で生活している子どもの26%は少女であり、そのうちの70%が強姦、90%が強制売春の被害者であった。NGOの「人権のための医師団 (Physicians for Human Rights)」の報告によると、児童に対する性的虐待がより多く認められたのは、農村地域だった。国連の記録によると、2010年1月から2013年12月の間に発生した児童（主に女兒）の強姦事件は906件だった。また、児童兵（特に女兒）が性的搾取の被害を受けたという報告もあった（セクション1.g.を参照のこと）。

児童兵：武装グループが少年や少女を徴募していた（セクション1.g.を参照のこと）。

難民児童：直近の入手可能なデータによると、コンゴ民主共和国内には孤児などの脆弱な児童が推定で820万人いた。こうした児童のうち、91%はいかなる形式の外部支援も受けておらず、医療支援を受けることができた児童はわずか3%であった。路上で生活している児童は推定で3～4万人いるとされており、キンシャサに最も集中していた。その多くは、家族から妖術使いとの疑いをかけられ、不幸をもたらすとして自宅から追い出された子どもであった。

政府では、こうした多数のホームレスの児童に対して対策を講じる態勢が整っていなかった。国家治安部隊 (SSF) はストリート・チルドレンを虐待し、恣意的に逮捕していた（セクション1.c.及び1.d.を参照のこと）。

国際的な児童の奪取：コンゴ民主共和国は、1980年の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」の締結国ではない。国別の詳細については、以下を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/english/country/Congo.html

反ユダヤ主義

コンゴ民主共和国にはユダヤ人の人口が極めて少なく、反ユダヤ的行為に関する報告はなかった。

人身売買

以下の国務省の年次の人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*) を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

憲法では、身体障害、知的障害及び精神障害を持つ者に対する差別は禁止されており、全ての市民が障害の有無にかかわらず公共サービスを楽しむことができること、及び障害者に対しては政府が特定の保護を提供することが規定されている。さらに憲法では、全ての者は、その精神、身体又は知覚の状態にかかわらず、国民教育を受けることができると規定されている。また法律の規定により、民間、公営及び半官半民の企業は、適任の候補者を知的障害、知覚障害及び身体障害に基づき差別してはならない。しかし、実際には、政府はこの規定を施行しておらず、多くの場合、障害者が雇用、教育及び公共サービスを受けるのは困難であった。

法律では、障害者への公共施設又は公共サービスへのアクセスの提供は義務付けられていない。障害者は公立の学校に通って初等及び中等教育を受けることができ、高等教育に進むこともできるが、障害者の特定のニーズに対応できる教育施設の設置を義務付けた特定の規定はない。視覚障害者を含む障害者を対象とした学校の中には、民間資金と限られた公的資金を受けて教育や職業訓練を提供しているところもあった。障害者は選挙権を有しているが、身体的に投票所に行くことが困難な一部の障害者は、権利の行使が妨げられていた。

社会問題省は、他の関連省庁（労働省、教育省、法務・人権省、保健省）と連携し、同省主導の下で障害者に公平な待遇を提供しようと努めている。

UNICEF によると、社会は身体障害や言語障害のある子どもに対し、妖術使いであるとのらく印を押すことがあった。

先住民

コンゴ民主共和国には、25 万人から 200 万人（推定人口にかなりの開きがある）の先住民（トゥワ (Twa)、バカ (Baka)、ムブティ (Mbuti)、アカ (Aka) など）が住んでおり、同国の先住民と考えられている。こうした先住民に対して社会的な差別が広がっているが、実際には、政府は先住民の公民権及び政治的権利を保護していなかった。NGO「ダイナミ

「**Dynamic of Indigenous People**」によると、議会や政府の中に先住民は含まれていなかった。大半の先住民は政治のプロセスに参加しておらず、多くは辺鄙な地域で暮らしていた。東部での反乱・民兵グループ (RMGs) と国家治安部隊 (SSF) による戦闘、農地の拡大および取引や掘削活動の増加により、一部の先住民は避難を余儀なくされた。2014 年には、先住民とバルバカット (Balubakat) 共同体の間の紛争により、カタンガ州北部では国内避難民 (IDPs) の大規模な移動が発生した。UNHCR の推計によると、カタンガ州の IDP の人口は 2013 年末時点の 30 万人から今年 9 月には 60.7 万人に増加したとのことである。

法律では、先住民は、自らの土地の利用で得た利益の 10%を受け取ることができると規定されているが、この規定は施行されていなかった。一部の地域では、周辺に暮らす部族が先住民を拉致して強制的に奴隷にするといった事態が起きていた。また、先住民が外部のグループに強姦され、HIV 又は AIDS に感染して合併症を発症したという深刻な事例も報告されている。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別並びにその他の虐待

特に、同性の成人同士の合意に基づく性行為を禁止している法律はないが、公衆の面前で同性間の性行為を行った者は、場合によっては、公然わいせつ罪の規定により起訴されることがあった。同性愛指向者が養子をとることは、法律で禁止されている。同性愛は依然として文化的に禁忌とされており、国家治安部隊 (SSF) による嫌がらせが発生していた。

HIV 及び AIDS に伴う社会的汚名

法律により、HIV 又は AIDS に感染した人は差別から守られることになっているが、社会的な汚名を着せられ、何らかの形で差別を受けていた。2012 年に国連が HIV 又は AIDS の感染者 1,475 人を対象に実施した調査によると、調査参加者の 18%が職を失い、6%が何らかの形態の医療サービスの受診を拒否され、50%が一部の子どもの教育の機会が拒否されたと回答した。また、かなりの数の参加者が、HIV 又は AIDS に感染したことで、家族、社会及び宗教活動から疎外されたと回答した。

UNICEF によると、2012 年の成人の HIV 罹患率は 1.1%であり、全ての年齢層では HIV の感染者は 48 万人と推計されている。

HIV 又は AIDS 感染に起因する社会的な暴力行為や差別に関する報告はなかった。

その他の社会的な暴力行為又は差別

色素欠乏症の人々に対する差別が広がっており、結婚、雇用、医療及び教育の機会が制限されていた。色素欠乏症の人々が家族や地域社会から追放されるという事例が頻繁に見られた。

セクション 7. 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

憲法及び法律の規定により、政府職員及び国家治安部隊（SSF）の隊員を除く全ての労働者に、労働組合を結成してこれに参加する権利、法的ストライキを実施する権利、及び団体交渉を行う権利が付与されている。法律により、行政当局は、労働組合組織の解散、活動停止および登録抹消を一方的に行う権限を有している。また法律により、労働組合には干渉を受けることなく活動する権利が付与されているが、干渉行為についての具体的な定義は規定されていない。民間部門では、1つの企業で労働組合を結成するためには10名以上の従業員が必要であり、1つの企業に複数の労働組合を結成できる。外国人は、コンゴ民主共和国内に20年以上居住している場合を除き、労働組合事務所を有することはできない。団体交渉を行うためには、10名以上の労働組合委員会委員及び1名の雇用主の代表者が必要である。労働組合委員会委員は他の従業員に報告する。公共部門では、政府が労働組合と事前に協議を行った後、法令により給与を決定する。分権化された事業体（街、属領および区域）など一部の下位に区分された公務員は、給与を決定するための協議に参加する権利を有しない。

労働組合委員会は、会社の経営者側にストライキの計画を通知する義務があるが、ストライキの許可を受ける必要はない。しかし、法律では、労働組合及び雇用主は、労働組合がストライキを開始する前に、長期にわたる強制仲裁及び要請の手続を行わなければならないと規定されている。通常、委員会は雇用主にストライキの通知を送る。雇用主が48時間以内に回答しなかった場合、労働組合は直ちにストライキを行うことができる。雇用主が回答した場合は、労働検査官との交渉（最長3カ月）が開始され、最終的には治安裁判所（Peace Court）に持ち込まれる。場合によっては、交渉中に従業員が最低限の労働サービスを提供することもあるが、これは必要条件ではない。

法律上、警察、軍人及び家事労働者はストライキを起こすことができない。また、公営企業及び民間企業の取締役がストライキを行うことも法律で禁止されている。労働組合が雇用主にストライキの予定を通知しない限り、ストライキに参加する労働者がストライキの

間職場を占拠することはできず、かかる規則に違反した場合は、強制的な刑務所労働を伴う 6 月以下の懲役に処されることがある。

法律により、労働組合に所属する従業員に対する差別は禁止されており、雇用主は労働組合活動を理由に解雇した労働者を復職させることが義務付けられているが、違反に科される罰則は、かかる違反に対する十分な抑止力にはなっていなかった。加えて、農業活動及び熟練を要する鉱業に携わる労働者、家事労働者、移民労働者並びに輸出品加工区の労働者は、関連する労働法の保護が適用されない。政府には法律を効果的に施行する能力が欠けており、政府の監視の目が届く範囲は限られていた。

政府は国レベルで 12 の労働組合を認めていた。しかし、公共部門は古くから組織化されており、抗議やストライキを行う際には、代表者と政府が平和的に交渉を行っている。労働組合の代表として、3 つの異なる労働組合がある。民間部門の従業員は自由にこれらの労働組合に参加できる。コンゴ民主共和国労働組合総連合 (Union Confederation of Congo) 及びコンゴ民主共和国全国労働組合 (UNTC : National Union of Congolese Workers) 等の最大規模の労働組合は、特に主要な鉱山付近の農村地域まで拡大していた。民主労働組合同盟 (CDT : Democratic Confederation of Work) の報告によると、全国労働会議 (National Labor Council) は、会議の議題について労働組合の意見を聞かなかつたため、社会経済政策の策定において極めて重要な議論に労働組合が参加する機会が制限された。加えて、特に外資系企業の間で反労働組合差別が広がっていた。CDT の情報によると、経営陣は自分たちにとって好ましい候補者が有利になるように労働組合の選挙に干渉していたとのことである。会社は、労働組合による団体交渉の活動を弱体化させようと、労働組合との交渉を拒否して労働者との個別の交渉を選択していた。

2013 年 3 月、コンゴ国有鉄道会社 (Congo National Railway Company) の経営陣は、労働組合の活動を理由に同組合の組合長を停職処分にしたが、組合長は 2014 年内に復職し、労働組合の活動も再開した。加えて、UNTC の報告によると、公共機関は、反労働組合差別への対応を怠った。熟練した鉱夫やトラック運転手などの独立労働者は、政府や政党から独立した非正規の労働組合を組織していた。こうした労働組合の一部は規模の大きな正規の労働組合に加盟していたため、正規及び非正規の労働組合が準拠する労働規約に従う義務があった。

中小企業の労働者は、事実上、ストライキ権を行使することができなかった。国内には膨大な求職者が存在することから、会社や店舗は、労働組合への加入、団体交渉あるいはストライキを企図する労働者がいれば、これらを威嚇して権利の行使を妨害するために、直ちにかかる労働者を契約社員と入れ替えることができた。

交渉に同意した雇用主が労働組合に交渉代表権者の交代を迫ったという事例も複数報告された。団体協約において組合費に関する定めがあるにもかかわらず、雇用主が組合費を一切支払わない、もしくは一部しか支払わないというケースが多く見られた。

公認学校 (Registered Schools) の全国教員労働組合 (National Union of Teachers) の理事長 (secretary general) は、2009 年のストライキ後に政府から停職処分を受けていたが、2014 年末になっても復職していなかった。2013 年 7 月、国際労働機関 (ILO) の代表団は、コンゴ労働組合連合 / 土地問題委員会 (Congolese Labor Federation/Land Affairs Committee) のメンバーが土地問題の理事長 (secretary general) から受けた嫌がらせと脅迫行為について調査するために、キンシャサを訪問した。この件について、政府は 2014 年末までにいかなる措置も講じていなかった。13 の労働組合が ILO に苦情を申し立て、2010 年のストライキ後に労働組合の職員、管理者および従業員が大量に解雇されたと主張していたが、この苦情に関する情報は、入手できなかった。

b. 強制労働の禁止

憲法により、あらゆる形態の強制労働が禁止されている。しかし、法律では、国家の発展を目的に課税手段として行われる強制労働及び予防的に拘留された者による強制労働は認められている。違反に科される罰則は、かかる違反に対して十分な抑止力になっていた。労働規約に基づき、労働を強制した場合は 6 カ月以下の懲役および罰金が科される。また法律の規定により、18 歳未満の児童を軍隊または警察に入隊させるか、又はかかる組織で使用した場合、10~20 年の懲役が科される。しかし、実際には、政府はこの法律を施行していなかった。

統計資料は一切入手できなかったが、児童強制労働を含む強制労働は、全国で日常的に行われていた。こうした法律違反には、奴隷労働、強制家事労働及び奴隷が含まれていた。鉱業部門では、各個人は、食糧、生活必需品、採鉱工具及び採鉱装置を手に入れるために、仲介業者や販売業者から借金をしていたが、多くの場合、低い給与にもかかわらず借金の金利は高かった。借金の返済に見合うだけの十分な量の鉱石を採掘できなかった鉱夫は奴隷となり、滞納金を支払うために強制的に働かされた。政府は、こうした行為を取り締まろうとしていなかった。東部では、反乱・民兵グループ (RMGs) と一部のコンゴ民主共和国軍 (FARDC) の部隊が男性、女性および子どもを拉致して強制的に徴募し、労働者、荷物の運搬人、家事労働者および戦闘員として働かせていた(セクション 1.g.を参照のこと)。東部州の金や鉱石の採鉱地域では、武装グループが採鉱地域のコミュニティと周辺の村を暴力的に襲撃し、強制労働や性的搾取のために男性、女性および子どもを捕虜にしていた

という報告が複数あった。北キヴ州および南キヴ州では、コンゴ民主共和国軍（FARDC）の部隊と反乱・民兵グループ（RMGs）が、金、コルタン（タンタル石）、鉄マンガン重石（タングステン鉱）及びスズ石（スズ鉱石）の採鉱場で民間人を強制的に働かせたり、鉱物生産を断念するよう強要したりした。

警察官の中には、個人を恣意的に逮捕して金銭を強要する者もいた。金銭を支払うことができない人は、自由を「稼ぐ」（解放される）まで強制的に働かされた。

実際には、政府は強制労働を禁じる法律を施行しておらず、強制労働を課した者や強制労働のために民間人を拉致した者に対し、いかなる措置も講じていなかった。政府からは、児童労働に関するいかなる公式的な調査の報告もなかった。また、強制労働の被害者が解放されたという情報はほとんどなかった。2014 年末になっても、政府は、採鉱場での児童労働を制限するための効果的な活動を全く行っていなかった。

以下の国務省の年次の人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*) を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c. 児童労働の禁止及び雇用の最低年齢

児童保護規約及び労働規約では、就労可能な最低年齢は 16 歳と規定されており、さらに省令 (Ministerial Order) 第 12 号により、危険な業務への就労が可能な最低年齢は 18 歳と規定されている。また法律により、児童は 1 日に 4 時間以上労働してはならず、さらに、全ての未成年者は重量物の運搬に従事することが制限されている。最悪の形態の児童労働の禁止に違反した場合に科される刑罰は、懲役 1~3 年及び罰金 20 万コンゴ・フラン（約 218 米ドル）であり、かかる違反に対する十分な抑止力にはなっていない。

刑事裁判所は児童労働の訴えについて審理を行っていたが、実際には、裁判所等の政府機関はいずれも児童労働に関する法律を施行していなかった。政府の各省及び最悪の形態の児童労働の廃絶のための国内委員会 (National Committee to Combat the Worst Form of Child Labor) には、児童労働法を施行できるだけの資金と能力が無かった。

労働省は、児童労働虐待について調査を行う責務を負っているが、児童労働に特化した調査は行っていない。2011 年に政府は最悪の形態の児童労働を廃絶するための国家行動計画を承認したが、この計画は 2014 年末になっても完全には実行されていなかった。児童労働を撲滅する責務を負っている諸機関には、労働省の他に男女平等、家族及び子ども省、法

務・人権省、社会開発省、最悪の形態の児童労働の廃絶のための国内委員会も含まれていた。これらの諸機関には検査を実施するための予算がなく、児童労働に関する調査は全く実施されていなかった。

労働検査官の人数を増強して18歳未満の子どもが採鉱場で危険な労働に従事するのを防ぐといった措置を政府は講じていなかった。

児童強制労働を含む児童労働は、全国で問題になっていた(セクション 7.b.を参照のこと)。児童労働が最も多いのはインフォーマル・セクター(非正規雇用)であり、特に熟練を要する鉱業及び自給農業で多く見られた。経済的に困窮している世帯では、児童労働が助長されるケースが多かった。労働省によると、採鉱場や石切場で働く子どももいれば、児童兵、水の販売人、家事使用人、バーやレストランの芸人として働く子どももいた。

2010年のUNICEFの調査によるデータでは、5歳から14歳までの児童の約42%が労働に従事していた。同調査によると、農村地域では46%の児童が労働に従事していたが、これに対し都市部では34%だった。

また子どもは、最悪の形態の児童労働における搾取の被害者でもあり、その多くは、農業、路上販売、水の販売及び家事に従事していた。一部の推定によると、鉱業部門で働く何万人もの児童の大半は、多くの場合、熟練した鉱夫が作業を行うような極めて危険な状況で働いていた。熟練を要する鉱業部門の労働者のうち、児童が占める割合は実に30%に上っていた。有害な状況の中で、児童がダイヤモンド、金、コバルト、コルタン、鉄マンガン重石、銅及びスズ石を採掘していた。カタンガ州、東カサイ州、西カサイ州、東部州、北キヴ州及び南キヴ州の採鉱地域では、児童が重量物の選別、除去、分類、運搬を行い、地下の鉱物を掘削していた。国内の多くの地域では、5歳から12歳の児童が岩を砕いて砂利にする作業を行っていた。

親が子どもを危険で困難な農作業に従事させる事例が多く見られた。子どもを扶養できない家庭は親戚のもとに子どもを預け、こうした子どもたちが家庭内で奴隷のように扱われ、身体的及び性的な虐待を受けることもあった。

以下の労働省の最悪の形態の児童労働に関する調査結果 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*) も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d. 雇用又は職業に関する差別

雇用及び職業における人種、性別、性差、言語又は社会的地位に基づく差別は法律で禁止されている。しかし、障害、妊娠、性的指向、性同一性又は HIV の感染については、特に法律で保護されていない。また、キャリア公務員の雇用における差別を特に禁止している法律はない。実際には、政府は差別を禁止する法律を施行していなかった。

雇用及び職業において、性差に基づく差別が発生している（セクション 6 を参照のこと）。女性が夫の同意を得ずに雇用契約を交わすことや、夜間の労働に従事することは法律で禁止されている。労働規約では、男性と女性は、同等の労働に対して対等な賃金を受けなければならないと規定されているが、実際には、政府はかかる規定を施行していなかった。ILO によると、多くの場合、民間部門の女性の給与は、同じ仕事をしている男性に比べて低く、女性が権限や重い責任のある地位につくことはまれであった。

e. 許容できる労働条件

政府は、民間企業の全ての労働者に対して地域毎に最低賃金を設定しており、キンシャサとルブンバシには最も高い賃金水準が適用されている。政府は 2009 年に 1 日当たりの最低賃金を 1,680 コンゴ・フラン（約 1.83 米ドル）と設定したが、その後、通貨の切り下げが続き、生活費が上昇したにもかかわらず、最低賃金の調整は行われていない。公共部門では、政府が法律に基づき毎年賃金を設定しており、労働組合に対しては相談役的な立場でのみ活動することを認めている。2014 年 8 月の時点で、政府は当年の賃金を設定していなかった。

法定労働時間は職種ごとに週 45～72 時間と定められており、休憩期間及び超過勤務手当についても法律で規定されている。しかし、法律では監視体制や実施体制が確立されておらず、多くの場合、フォーマル・セクター（正規雇用）およびインフォーマル・セクター（非正規雇用）のいずれの雇用主もこれらの規定を遵守していなかった。強制的な超過勤務は法律で禁止されていない。

1 月当たりの平均賃金は、労働者とその家族の最低限の生活水準は保障するものではなかった。政府関係機関の月次給与は 45,000～75,000 万コンゴ・フラン（約 49～82 米ドル）（他に比べてかなり高額の高額賞与を含まず）と依然として低水準にとどまっており、公務員及び公営企業（半官半民）のいずれにおいても、給与の未払いが日常的に起きていた。企業の管理職が架空の従業員を作り上げ、部下の給与の一部を詐取するという事件が発生していたため、政府はこうした行為を阻止しようと、2012 年から一部の公務員給与の支払いを銀行振り込みで行っている。

労働規約により、衛生・安全基準が規定されている。実際には、政府はインフォーマル・セクター（非正規雇用）でこの基準を施行しておらず、フォーマル・セクター（正規雇用）においても均一に施行されてはいなかった。国際的な大手鉱業会社は、実際に衛生・安全基準を遵守していた。労働者の 90%以上が、自給農業、インフォーマル・セクターの商業もしくは鉱業、又は同セクターのその他の職業に従事しており、危険あるいは搾取的な労働環境に置かれていた。世界銀行によると、全国で 50～200 万人の鉱夫がインフォーマル・セクターで働いており、最大で人口の 16%が熟練を要する鉱業に間接的に依存していた。全体的な推定値を検証するのは難しく、紛争地域で働く鉱夫の数を確認するのは困難だった。2010 年に国際的な NGO のパクト（Pact）が行った推定によると、北キヴ州と南キヴ州では 20～25 万人の鉱夫が働いていた。採掘現場に不法侵入したとして、熟練の鉱夫が守衛や国家治安部隊（SSF）から暴行を受けるという事件は日常的に起きていた。

法律では、労働者は、失業の危険にさらされることなく、衛生面又は安全面が脅かされる状況から逃れることができるとされているが、実際には、当局はこうした状況にある労働者を保護していなかった。